

お 知 ら せ

福島県が皆様の御協力により進めております県道小野富岡線改築工事(高津戸工区)について、令和6年10月29日付けで土地収用法(昭和26年法律第219号)における事業認定が告示されましたので、土地所有者及び関係人の皆様に、土地収用法第28条の2の規定により、次の事柄についてお知らせします。

記

1. 土地収用法による事業認定の告示があった土地

(1). 収用の部分

福島県双葉郡富岡町大字大菅字蛇谷須及び字大平 地内

(2). 使用の部分

福島県双葉郡富岡町大字大菅字蛇谷須及び字大平 地内

(注) この土地を表示する図面は、富岡町役場都市整備課でご覧下さい。

2. 土地価格の固定について

前記1の土地については、上記の告示があった日をもって土地価格が固定されます。

3. 関係人の範囲の制限について

上記の告示があった日以後に、新たな権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き関係人に含まれません。

4. 損失の補償の制限について

上記の告示があった日以後に、土地の形質を変更し、工作物を新築し、又は増改築等をするときは、あらかじめ福島県知事の承認を得なければ、これに関する損失の補償は受けられません。

5. 裁決申請の請求について

裁決申請は、福島県が行いますが、土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利を持っている関係人は、自分が持っている土地について裁決の申請を早く行うように福島県に対して請求することができます。

6. 補償金の支払請求について

土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利を持っている関係人は、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払を福島県に対して請求することができます。この補償金の支払請求は、裁決申請の請求と併せてしなければなりません。

7. 明渡裁決の申立てについて

明渡裁決の申立ては、土地所有者及び関係人が早期に移転を希望されるときなどは、直接福島県収用委員会あてにすることができます。

8. パンフレットの配布について

補償等に関する詳しい内容については、パンフレット「補償等についてのお知らせ」に記載されていますので、必要な方は福島県相双建設事務所用地第二課又は富岡町役場都市整備課において配布いたします。

9. その他不明な点については、福島県南相馬市原町区錦町一丁目30番地所在の福島県相双建設事務所総務部用地第二課 [電話 (0244-26-1263)] までお問い合わせください。

福 島 県